

令和8年度 市民税・県民税の申告の手引き①

申告が必要な方

令和8年1月1日現在、砺波市内にお住まいの方で、令和7年中が次に該当する方は申告が必要です。（ただし、所得税の確定申告をした場合は、市県民税申告は不要です。）

- (1) 営業、農業、不動産、配当、一時金などの所得があった方
- (2) 給与所得者で、給与以外に20万円以下の所得があった方
- (3) 公的年金等の収入が400万円以下で、かつ公的年金等以外に20万円以下の所得があった方
※(1)～(3) 20万円超の場合、所得税の確定申告が必要となることがあります。
※(2)(3)の場合は、所得税の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です。
- (4) 医療費控除、雑損控除、寄附金控除などを受けたい方
※年末調整された給与所得のみの方 及び 公的年金等に係る所得のみの方は申告が不要ですが、源泉徴収票に記載されていらない各種控除を追加で受けたい場合は、申告が必要です。
- (5) 収入のなかった方（遺族・障害年金などの非課税収入のみの方を含む）で、
どなたにも扶養されていない方
※所得証明書の発行や国民健康保険、各種手当等の行政サービスにおいて必要となる場合があります。
該当する方は、申告書裏面下部「令和7年中に収入(所得)がなかった方の記入欄」を記入してください。

申告に必要なもの（令和7年中のものに限る。）

- (1) 市民税・県民税申告書
※申告者本人、控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者等のマイナンバーを記載してください。
- (2) 申告者本人の「マイナンバーカード（個人番号カード）」
又は「通知カード + 身元確認書類1点」
※身元確認書類とは、運転免許証、公的医療保険の被保険者証などです。
※申告書を郵送提出される場合は、写し（マイナンバーカードは両面）を添付願います。
- (3) 収入や必要経費が確認できるもの（源泉徴収票、収支内訳書、支払調書など）
※収支内訳書はあらかじめご自身で計算し、作成してください。
- (4) 所得控除額が確認できるもの

社会保険料控除	健康保険料などの領収書 国民年金保険料・国民年金基金の掛金の控除証明書
生命保険料控除 地震保険料控除	保険会社などが発行する控除証明書
障害者控除	各種障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
雑損控除	災害関連支出の領収書、災害・盗難・火災の事実を証する書類
医療費控除	医療費等の領収書と保険金などで補てんされた金額が分かるもの あらかじめ領収書を集計し、個人ごと、病院ごとに医療費控除の明細書を作成した上でお越しください。
寄附金税額控除	寄附金受領証など

※国外に居住する親族に係る配偶者控除、扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」、「送金関係書類」、「送金関係書類（38万円以上）」、「留学ビザ等書類」のうち、必要な書類（及び外国語で作成の場合、その和訳）をすべて提出又は提示する必要があります。

申告書の提出方法

- 相談窓口 2月16日(月)～3月16日(月) 詳しくは広報となみ2月号をご覧ください。
- 郵送（送付先） 〒939-1398 砺波市栄町7番3号 砺波市税務課市民税係
- 電子提出 スマホやパソコンから、eLTAX個人住民税電子申告システムにアクセス（マイナンバーカードが必要です。）

※令和7年1月から12月までの間、収入（所得）がなかった方は、
その間の状況を摘要欄に入力してください。



令和8年度 市民税・県民税の申告の手引き②

申告書の書き方



うら面は4ページ参照

收入金額

給与・公的年金等においては源泉徴収票記載の「支払金額」（所得税などが引かれる前の金額です。）
前年中に収入すべき権利の確定した金額、事業収入においては金銭による収入だけではなく、物又は権利等を取得する時における
価額や経済的利益を享受する時における価額も含まれます。

仙額、柱
必要経費

必要経費 前年中に収入を得るために直接要した費用の金額

前半半
所得金額

所得金額

収入金額から 合計所得金額

事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得（公的年金等に係る所得など）、一時所得、譲渡所得等の各種所得を合計した金額（純損失または雑損失等の繰越控除を適用する前の金額）のことといいます。なお、土地・建物等の譲渡所得などの分離所得も含まれます。土地・建物等の譲渡所得など、分離課税の所得については特別控除適用前の所得金額で計算します。源泉分離課税の対象となる退職所得は含まれません。上場株式等の配当所得や、源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得は、申告すると合計所得金額に含まれます。

式等の譲渡所 総所得金額等

合計所得金額から、純損失または雑損失等の繰越控除を適用した後のすべての合計所得のことをいいます。

- 1 -

I・2 収入金額等・所得金額に関する事項

収入金額等			所得金額																																																		
営業等	ア	建設業、製造業、金融・保険業、不動産業、飲食店 サービス業、外交員、大工など個人事業による収入	(①)	(収入金額 - 必要経費) ★申告書裏面7も記入 ★収支内訳書を作成し計算																																																	
農業	イ	米、麦、野菜、花、果樹等の栽培・生産、 農家が兼營する家畜等の飼育などによる収入	(②)																																																		
不動産	ウ	貸家、貸地、貸店舗、貸アパート等の収入 (田を預けている場合はこちら)	(③)																																																		
利子	エ	公社債及び預貯金の利子等 (所得税源泉分離課税の対象を除く。)	(④)	(収入金額)																																																	
配当	オ	株式の配当、投資信託の収益分配、 剰余金の分配等の収入	(⑤)	(収入金額 - 株式等の元本の取得 に要した負債の利子) ★申告書裏面8も記入																																																	
給与	カ	給与、事業専従者給与、賃金、賞与、歳賃等【A】 ★源泉徴収票のない方は申告書裏面6も記入	(⑥)	{下表[B] - (所得金額調整控除①+②)}																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>給与等の収入金額【A】</th> <th>【B】(1円未満切捨て)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円 ~ 650,999円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>651,000円 ~ 1,899,999円</td> <td>【A】-650,000円</td> </tr> <tr> <td>1,900,000円 ~ 3,599,999円</td> <td>【A】÷4(千円未満端数切捨て)×2.8 - 80,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円 ~ 6,599,999円</td> <td>【A】÷4(千円未満端数切捨て)×3.2 - 440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円 ~ 8,499,999円</td> <td>【A】×0.9-1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円 ~</td> <td>【A】-1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table>					給与等の収入金額【A】	【B】(1円未満切捨て)	0円 ~ 650,999円	0円	651,000円 ~ 1,899,999円	【A】-650,000円	1,900,000円 ~ 3,599,999円	【A】÷4(千円未満端数切捨て)×2.8 - 80,000円	3,600,000円 ~ 6,599,999円	【A】÷4(千円未満端数切捨て)×3.2 - 440,000円	6,600,000円 ~ 8,499,999円	【A】×0.9-1,100,000円	8,500,000円 ~	【A】-1,950,000円																																			
給与等の収入金額【A】	【B】(1円未満切捨て)																																																				
0円 ~ 650,999円	0円																																																				
651,000円 ~ 1,899,999円	【A】-650,000円																																																				
1,900,000円 ~ 3,599,999円	【A】÷4(千円未満端数切捨て)×2.8 - 80,000円																																																				
3,600,000円 ~ 6,599,999円	【A】÷4(千円未満端数切捨て)×3.2 - 440,000円																																																				
6,600,000円 ~ 8,499,999円	【A】×0.9-1,100,000円																																																				
8,500,000円 ~	【A】-1,950,000円																																																				
所得金額調整控除① 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得(10万円を限度)及び公的年金等に係る雑所得(10万円を限度)の金額の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。 ■控除額 給与所得※+公的年金等に係る雑所得※-10万円 ※それぞれ10万円を超える場合は10万円																																																					
所得金額調整控除② ★申告書裏面15も記入 給与等の収入金額が850万円を超える場合に該当する場合には、給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。 ・本人が特別障がい者に該当する ・年齢23歳未満の扶養親族を有する ■控除額 (給与等の収入金額※-850万円) × 10% ※1,000万円を超える場合は1,000万円																																																					
雜	公的年金等	キ	国民年金、厚生年金、企業年金等の公的年金収入 ※遺族年金、障害者年金は非課税所得	(⑦) 下表から計算 (1円未満切捨) ※算出金額がマイナスのときは0円																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公的年金等の 収入金額【C】</th> <th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超~ 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">65歳未満 昭和36年 1月2日 以後生まれ</td> <td>130万円以下</td> <td>【C】-600,000円</td> <td>【C】-500,000円</td> <td>【C】-400,000円</td> </tr> <tr> <td>130万円超~ 410万円以下</td> <td>【C】×0.75 -275,000円</td> <td>【C】×0.75 -175,000円</td> <td>【C】×0.75 -75,000円</td> </tr> <tr> <td>410万円超~ 770万円以下</td> <td>【C】×0.85 -685,000円</td> <td>【C】×0.85 -585,000円</td> <td>【C】×0.85 -485,000円</td> </tr> <tr> <td>770万円超~ 1,000万円以下</td> <td>【C】×0.95 -1,455,000円</td> <td>【C】×0.95 -1,355,000円</td> <td>【C】×0.95 -1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超~</td> <td>【C】-1,955,000円</td> <td>【C】-1,855,000円</td> <td>【C】-1,755,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">65歳以上 昭和36年 1月1日 以前生まれ</td> <td>330万円以下</td> <td>【C】-1,100,000円</td> <td>【C】-1,000,000円</td> <td>【C】-900,000円</td> </tr> <tr> <td>330万円超~ 410万円以下</td> <td>【C】×0.75 -275,000円</td> <td>【C】×0.75 -175,000円</td> <td>【C】×0.75 -75,000円</td> </tr> <tr> <td>410万円超~ 770万円以下</td> <td>【C】×0.85 -685,000円</td> <td>【C】×0.85 -585,000円</td> <td>【C】×0.85 -485,000円</td> </tr> <tr> <td>770万円超~ 1,000万円以下</td> <td>【C】×0.95 -1,455,000円</td> <td>【C】×0.95 -1,355,000円</td> <td>【C】×0.95 -1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超~</td> <td>【C】-1,955,000円</td> <td>【C】-1,855,000円</td> <td>【C】-1,755,000円</td> </tr> </tbody> </table>					公的年金等の 収入金額【C】	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超~ 2,000万円以下	2,000万円超~	65歳未満 昭和36年 1月2日 以後生まれ	130万円以下	【C】-600,000円	【C】-500,000円	【C】-400,000円	130万円超~ 410万円以下	【C】×0.75 -275,000円	【C】×0.75 -175,000円	【C】×0.75 -75,000円	410万円超~ 770万円以下	【C】×0.85 -685,000円	【C】×0.85 -585,000円	【C】×0.85 -485,000円	770万円超~ 1,000万円以下	【C】×0.95 -1,455,000円	【C】×0.95 -1,355,000円	【C】×0.95 -1,255,000円	1,000万円超~	【C】-1,955,000円	【C】-1,855,000円	【C】-1,755,000円	65歳以上 昭和36年 1月1日 以前生まれ	330万円以下	【C】-1,100,000円	【C】-1,000,000円	【C】-900,000円	330万円超~ 410万円以下	【C】×0.75 -275,000円	【C】×0.75 -175,000円	【C】×0.75 -75,000円	410万円超~ 770万円以下	【C】×0.85 -685,000円	【C】×0.85 -585,000円	【C】×0.85 -485,000円	770万円超~ 1,000万円以下	【C】×0.95 -1,455,000円	【C】×0.95 -1,355,000円	【C】×0.95 -1,255,000円	1,000万円超~	【C】-1,955,000円	【C】-1,855,000円	【C】-1,755,000円
公的年金等の 収入金額【C】	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額																																																				
	1,000万円以下	1,000万円超~ 2,000万円以下	2,000万円超~																																																		
65歳未満 昭和36年 1月2日 以後生まれ	130万円以下	【C】-600,000円	【C】-500,000円	【C】-400,000円																																																	
	130万円超~ 410万円以下	【C】×0.75 -275,000円	【C】×0.75 -175,000円	【C】×0.75 -75,000円																																																	
	410万円超~ 770万円以下	【C】×0.85 -685,000円	【C】×0.85 -585,000円	【C】×0.85 -485,000円																																																	
	770万円超~ 1,000万円以下	【C】×0.95 -1,455,000円	【C】×0.95 -1,355,000円	【C】×0.95 -1,255,000円																																																	
	1,000万円超~	【C】-1,955,000円	【C】-1,855,000円	【C】-1,755,000円																																																	
65歳以上 昭和36年 1月1日 以前生まれ	330万円以下	【C】-1,100,000円	【C】-1,000,000円	【C】-900,000円																																																	
	330万円超~ 410万円以下	【C】×0.75 -275,000円	【C】×0.75 -175,000円	【C】×0.75 -75,000円																																																	
	410万円超~ 770万円以下	【C】×0.85 -685,000円	【C】×0.85 -585,000円	【C】×0.85 -485,000円																																																	
	770万円超~ 1,000万円以下	【C】×0.95 -1,455,000円	【C】×0.95 -1,355,000円	【C】×0.95 -1,255,000円																																																	
	1,000万円超~	【C】-1,955,000円	【C】-1,855,000円	【C】-1,755,000円																																																	
業務	ク	(副業に係る収入) ネットオークションなどを利用した個人取引、 食料品の配達、原稿料、講演料、 シルバー人材センターの配分金等の収入など	(⑧)	(収入金額 - 必要経費) ★申告書裏面9も記入																																																	
その他	ケ	(他の所得に当てはまらない所得) 生命保険契約等に基づく年金(個人年金)など	(⑨)																																																		
総合譲渡	短期	コ	保有期間が5年以下の資産の譲渡収入 (車両、機械、営業権、ゴルフ会員権など)	(⑩) (収入金額 - 取得費 - 譲渡費用 - 50万円) ★申告書裏面10も記入																																																	
	長期	サ	保有期間が5年超過の資産の譲渡収入 (車両、機械、営業権、ゴルフ会員権など)	{(収入金額 - 取得費 - 譲渡費用 - 50万円) × 0.5} ※特別控除の50万円は、短期分から先に控除し、余りを長期分で控除する。 ★申告書裏面10も記入																																																	
一時	シ		臨時・偶発的なもので一時的な収入 生命保険契約等の満期金や解約返戻金、 懸賞当選金品、競輪・競馬の払戻金など	{(収入金額 - 必要経費 - 50万円) × 0.5} ★申告書裏面10も記入																																																	

3・4 所得から差し引かれる金額に関する事項

*所得税と市県民税で控除額が異なる項目

(13) 社会保険料控除	国民健康保険税、健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料等の掛金を支払った場合 ■控除額 支払額の全額	(14)	小規模企業共済制度に基づき支払った第一種共済契約の掛金、心身障害者扶養共済の掛金及び個人型確定拠出年金の掛金などを支払った場合 ■控除額 支払額の全額
(15)* 生命保険料控除	生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の支払があった場合 ■控除額 下表から計算 （1円未満切り上げ） ※控除限度額：一般生命、介護医療、個人年金のそれぞれで計算し、3種合計70,000円まで	(16)* 地震保険料控除	地震保険料、旧長期損害保険料の支払があった場合 ■控除額 下表から計算 （1円未満切り上げ） ※控除限度額：全体合計25,000円まで
(17)* ひとり親控除	以下をすべて満たす場合（令和7年12月31日現在） (1)現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明の方で、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる (2)事実婚もしくは同様の事情に認められる者がいない (3)合計所得金額が500万円以下 ■控除額 30万円	(18)* 寡婦控除	(17)の要件(1)を満たさず、 (2)(3)を満たし、下記に該当する場合 ・夫と死別した後婚姻していない方又は夫が生死不明の方 ・夫と離婚した後婚姻していない方で扶養親族がいる方 ■控除額 26万円
(19)* 勤労学生控除	給与所得を有する学生又は生徒のうち、合計所得金額が85万円以下で、かつその合計所得金額のうち勤労による所得が10万円以下の方 ■控除額 26万円		
(20)* 障害者控除	あなたや、あなたが扶養している配偶者（同一生計配偶者）や親族が障害者である場合（令和7年12月31日現在） ■控除額 表参照	(21)* 配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合（令和7年12月31日現在）※他の者の扶養親族となっている者、事業専従者は除く。 ■控除額 表参照
(22)* 配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする、配偶者の合計所得金額が58万円を超える場合以下の場合※他の者の扶養親族となっている者、事業専従者は除く。 ■控除額 表参照	(23)* 扶養控除	合計所得金額が58万円以下の生計を一にする配偶者以外の扶養親族等がいる方※他の者の扶養親族となっている者、事業専従者は除く。 ■控除額 表参照 ★別居している扶養親族がいる場合は、申告書裏面12も記入してください。
(24)* 特定親族特別控除	あなたと生計を一にする、年齢19歳以上23未満の親族で合計所得金額が58万円を超える場合※配偶者、事業専従者は除く。 ■控除額 表参照	(25)* 基礎控除	あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合 ■控除額 表参照
(28) 医療費控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者や親族のために医療費を支払った場合 ★医療費控除の明細書を作成し計算・添付 ■控除額 ※控除限度額：200万円まで (支払った医療費) - (保険金等で補てんされる金額) - (10万円、または総所得金額等の5%のいすれか少ない方の金額)	(27) 雑損控除	特例 セルフレメディケーション税制 健康の保持増進及び疾病的予防として一定の取組を行い、特定医薬品の購入額が12,000円を超える場合 ※左の医療費控除といずれか一方のみ適用 ■控除額 ※控除限度額：8万8千円まで (特定医薬品の年間購入費用 - 12,000円)

